

## 【利用上の注意】

### 1 調査の目的

2008年(第12次)漁業センサスは、漁業の生産構造・就業構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等、漁業の背景の実態を把握し、水産行政諸施策の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的として実施しました。

### 2 調査体系の概要

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査の方法
海面 漁業調査	漁業経営体調査	沿海の市町村に所在する海面漁業経営体	農林水産省 都道府県 市町村 調査員	自計申告調査 (面接調査も可能)
	漁業管理組織調査	沿海の市町村に所在する漁業管理組織	農林水産省 統計・情報センター 調査員	
	海面漁業地域調査	海面漁業協同組合		
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体	調査員	自計申告調査または オンライン調査
	内水面漁業地域調査	内水面漁業協同組合		
流通加工 調査	魚市場調査	水産物の市場		
	冷凍・冷蔵、 水産加工場調査	冷凍・冷蔵施設並びに 水産加工業の事業所		

### 3 調査期日

平成20年11月1日現在

### 4 県内調査対象市町村

#### (1) 海面漁業調査(7市2町)

富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、射水市、入善町、朝日町

#### (2) 内水面漁業調査(6市3町)

富山市、高岡市、魚津市、砺波市、小矢部市、南砺市、立山町、入善町、朝日町

## 5 用語等の解説

### (1) 海面漁業経営体調査

海面漁業	海面において営む水産動植物の採捕または養殖の事業をいう。
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営む経営体をいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、その他に区分している。
会社	会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。なお、旧有限会社は株式会社として会社を含む。
漁業協同組合	水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。
共同経営	二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
その他	上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア) 過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。 (イ) 過去1年間に使用した漁船の種類及び動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により決定した経営体階層。 上記(ア)以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの16経営体階層を決定した。
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力漁船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類（53種類）をいう。
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。
漁船	過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。

船外機付漁船	無動力漁船に船外機(取り外しができる推進機関)を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、他を無動力漁船とした。
動力漁船	推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船(船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット(プロペラ等)を設置した漁船)については動力漁船とした。
漁業の海上作業	<p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう(運搬船など、漁労に関して必要な船のすべての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。 )。</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て(網を設置することをいう。)、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見(定置網に魚が入るのを見張ること。)をいう。</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻(海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。)等をする作業をいう(潜水も含む。 )。</p> <p>オ 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>(ア) 海上養殖施設での養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 漁船を使用しての養殖施設までの往復</li> <li>b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し</li> <li>c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行うすべての作業</li> </ul> <p>(イ) 陸上養殖施設での養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 採苗、飼育に関わる養殖施設(飼育池、養成池及び水槽等)でのすべての作業</li> <li>b 養殖施設(飼育池、養成池及び水槽等)の掃除</li> <li>c 池及び水槽の見回り</li> <li>d 給餌作業(ただし、餌料配合作業(餌作り)は陸上作業とする。)</li> <li>e 収穫物の取り上げ作業</li> </ul>
個人経営体の専業分類	
専業	個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業からのみあった場合をいう。
第1種兼業	個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。
第2種兼業	個人経営体(世帯)として、過去1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自営漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。
基幹的漁業従事者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。
自営漁業の後継者	満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう。
漁業就業者	満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
新規就業者	<p>過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、新たに漁業を始めた者、他の仕事の主であったが漁業が主となった者、普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>なお、個人経営体の自営漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。</p>

## (2) 漁業管理組織調査

漁業管理組織	以下の事項を全て満たしている組織をいう。 漁場または漁業種類を同じくする複数の漁業経営体が集まっている組織 自主的な漁業資源の管理、漁場の管理または漁獲の管理を行う組織 漁業管理について、文書による取決めのある組織 漁業協同組合または漁業協同組合連合会が関与している組織
運営主体	
漁業協同組合の単一組織	漁業協同組合が漁業管理の運営主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の連合組織	複数の漁業協同組合が連合して、漁業管理に関する取決めを行い、これを実践しているもの又は漁業協同組合連合会が主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の下部組織	漁業協同組合が組織した漁業種類別部会、青年部等の下部組織が主体となって漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の任意組織	漁業協同組合の組合員が、独自に組織した漁業種類別部会等が主体となって、漁業管理を実施しているものをいう。
管理対象漁業種類	漁業管理組織が対象とする漁業種類を以下の11種類に区分したものをいう。 小型底びき網、その他の底びき網、船びき網、刺網、定置網、はえ縄、釣、採貝・採藻、その他の漁業、海面養殖業、その他

## (3) 海面漁業地域調査

漁業体験	地びき網、定置網、底びき網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。
魚食普及活動	水産物の消費拡大と漁業への理解を深めてもらうことを目的として、魚の調理法の講習や料理実習、地域行事での魚料理出展やパネル展示等のイベントの実施、健康食品としてのPR等の活動をいう。
水産物直売所	地元産の生鮮魚介類や水産加工品等を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設をいう。 なお、屋根付きの固定された店舗（構造は問わず、プレハブ等を含める。）で常設のものを対象とし、無人施設や自動車等による移動販売、インターネットによる販売は除く。
年間利用者数	過去1年間に水産物直売所に来場した人数をいう。

## (4) 内水面漁業経営体調査

内水面漁業	共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼（以下「調査対象湖沼」という。）において水産動植物の採捕の事業または内水面（浜名湖、中海、加茂湖、猿間湖、風蓮湖及び厚岸湖は除く。以下同じ。）において営む養殖業をいう。
内水面漁業経営体	湖沼漁業経営体及び内水面養殖業経営体をいう。
養殖業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売を目的として計画的かつ持続的に投じ（餌）又は施肥を行い、養殖用または放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。
経営組織	海面漁業の「経営組織」に同じ。

養殖種類	内水面養殖業経営体が行った以下の養殖種類（16種類）をいう。 食 用（9種類）：にじます、その他のます類、あゆ、こい、ふな、うなぎ、すっぽん、海水魚種、その他 種苗用（4種類）：ます類、あゆ、こい、その他 観賞用（2種類）：錦ごい、きんぎょ 真 珠（1種類）：真珠
主とする養殖種類 営んだ養殖種類	過去1年間に行ったすべての養殖種類のうち、販売金額が最も多かったものをいう。 過去1年間に行ったすべての養殖種類をいう。
養殖作業	養殖業における、給餌（調餌を含む。）、選別、取揚げ、養殖池の管理、養殖施設の設置作業、その他の養殖経営に必要な作業。（湖沼漁業における養殖業の作業も含む。）
養殖業従事者	満15歳以上で、過去1年間に養殖作業に1日以上従事した人をいい、特定の作業を行うために臨時的に従事した人も含む。
養殖池数	養殖業に使用した養殖池（養成池、稚魚池、収穫時の補助池等であり、水質浄化用の沈殿池や濾過池等は含まない。）の数をいう。 なお、コンクリート等の固定物で仕切られた区画については、それぞれを池数として数える。（漁網等の取り外しが可能な仕切りは含めない。） また、網いけす養殖の場合はいけすの数、真珠養殖の場合は区画漁業権の数を養殖池数とする。
養殖面積	養殖池の面積をいう。 なお、網いけす養殖の場合はいけすで囲った水面の面積、真珠養殖の場合は養殖施設の設置された区画の面積をいう。

#### (5) 内水面漁業地域調査

内水面漁業地域	内水面において漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域をいう。
漁場環境改善への取組	内水面組合において過去1年間に行われた、水産資源の回復・増殖、生息環境の整備などの取組。

#### (6) 魚市場調査

魚市場	過去1年間に漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。
売場面積	水揚げまたは搬入された漁獲物を卸売りするために使用できる売場の最大面積をいう。
水産物の品質・衛生管理機器	
海水殺菌装置	海水の殺菌・滅菌を目的とした装置。
砕氷・製氷機	魚市場内で使用する氷がけ等の氷を製造するための装置。 なお、出荷用保冷車や漁船の船倉に積むための氷のみを製造する目的の装置は含まない。
脱臭装置、排ガス処理装置	建物内の空気の清浄を目的とした装置。
水産加工機器	フィルムシーン、包装機などの水産物の一次加工、パック作業等を自動で行うための装置。
その他	上記以外で、水産物の品質・衛生等の管理を目的として設置されている機器。

(7) 冷凍・冷蔵 水産加工場調査

冷凍・冷蔵工場	陸上において主機10馬力(7.5kW)以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、過去1年間に水産物(のり冷凍網を除く。)を冷凍し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。
水産加工場	販売を目的として過去1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。
事業所の形態	
個人	個人が事業所を営んでいる場合をいう。
会社	海面漁業調査の経営組織「会社」に同じ。
漁協、漁連、生産組合	水産業協同組合法第2条に規定する漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び漁業生産組合をいう。
水産加工組合、加工連	水産業協同組合法第2条に規定する水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会をいう。
その他の組合	名称中に「組合」または「組合連合会」の文字を用いているもので、上記『漁協、漁連、生産組合』及び『水産加工組合、加工連』以外のものをいう。
その他	上記のいずれにも該当しないものをいう。
冷蔵能力	常時10以下で保持しうる、通常の収容能力をいう。 収容能力とは、壁その他の区画の中心線で測定した面積に有効高(床面より大梁下又はダクト下端のいずれか低い方)を乗じ、これに90%を乗じた算定方法により算出した容積をいう。
凍結能力	通常の状態において生産し得る1日当たりの凍結能力をいう。
従業者	以下の～のいずれかに該当する人をいう。 個人事業主及び無給の家族従業者 常勤の役員 雇用者(賃金・給与(現物支給を含む)を支給されている人) 出向・派遣受入者 なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含めない。
常時従業者	上記の従業者のうち及び、並びに または のうち、次の～のいずれかに該当する人をいう。 期間を定めずに従事している人 1か月を超える期間を定めて従事している人 平成20年9月と10月にそれぞれ18日以上従事した人
その他	常時従業者以外の従業者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人、日々雇用されている人などをいう。
HACCP手法	食品製造における原材料から加工、出荷に至るまでの各段階で「安全性に害を与える要因を分析」し「危害発生の防止の上で重要な管理を行うべきポイント」を監視・記録することで、食品の安全性を確保する衛生管理手法のことをいう。

## 6 数値及び各表中の記号の表示

### (1) 数 値

表示単位未満を四捨五入している統計数値については、計と内訳が一致しない場合があります。

### (2) 記 号

表中に用いた記号の用法は以下のとおりです。

- 「 - 」： 事実のないもの
- 「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの
- 「 X 」： 秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの。
- 「 」： 負の数又は減少したもの

## 7 内容の確認先

海面漁業調査	漁業経営体調査	富山県経営管理部統計調査課 TEL(076)444 - 3194
	漁業管理組織調査、海面漁業地域調査	北陸農政局富山農政事務所 TEL(076)441 - 0347
内水面漁業調査、流通加工調査		